

(3)課税免除

- ①年齢15歳未満の者
- ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ③主として入湯を目的とし、その利用料金が1,000円（消費税を除く）以下の施設に入湯する者

3、納税組合について

- (1)組織については、これまで設立されている組合は新市に引き継ぎますが、届出は必要となります。ただし、個人、または法人の合計5世帯以上をもって組織とします。
- (2)助成金の金額について

区 分	交 付 額（納付者100%）	交 付 額（納付者70%以上）
世帯割	一 世 帯 に つ き 2 , 0 0 0 円	一 世 帯 に つ き 1 , 0 0 0 円
均等割	1人当たり500円(納税額が2万円以上の者)	支 給 な し
納付者が70%未満の納税組合については、世帯割・均等割とも支給しない。		

4、前納報奨金の廃止について

一の宮町・波野村において交付しておりました前納報奨金は、厳しい財政事情により平成17年度より廃止となります。

5、市税等の口座振替制度について

これまで、口座振替をご利用の納税者の皆様は、阿蘇市におきましても継続して口座振替をご利用になれます。各町村から「口座振替継続確認通知書」を送付いたしますのでご確認ください。

また、新規に阿蘇市で口座振替を開始される場合は、本庁及び支所、金融機関に申請用紙を用意しておりますのでご利用下さい。

6、市税等の納付方法について

- (1)市税等の納付場所 本庁及び各支所、市内金融機関（郵便局）をご利用になれます。
- (2)市税等の口座振替 市内金融機関（郵便局）及び各支店をご利用になれます。
- (3)取 扱 い 金 融 機 関 肥後銀行、熊本ファミリー銀行、熊本県信用組合、阿蘇農業共同組合、郵便局

※市税等の還付が発生した場合は、皆様の指定口座に振り込ませていただきます。

7、各町村発行ナンバープレート

現在使用中のナンバーについては、そのまま使用しても道路交通法上は抵触しませんが、合併後1年以内に交換されるようお願いいたします。

8、納付書の配付方法について

納税組合員においては、納税組合長が配付することになります。それ以外の方については郵送することとなります。

9、地図の交付について

本庁におけるの交付申請は、旧3町村分の地図及び旧一の宮町の旧字図だけが対象となります。内牧・波野の各支所においては旧町村で管理されていた区域のみの地図及び旧字図だけが対象となりますので、旧町村管理区域以外の地図及び旧字図の交付はできません。

地図を必要とされる方は対象となる支所か、本庁で申請して下さい。

また、法的効力を有する地図については、熊本地方方法務局阿蘇支局で申請してください。

	旧一の宮町の地図※1	旧一の宮町の旧字図	旧阿蘇町の地図※1	旧阿蘇町の旧字図	旧波野村の地図※1	旧波野村の旧字図
本庁で交付できるもの	○	○	○	×	△※2	×
内牧支所で交付できるもの	×	×	○	○	×	×
波野支所で交付できるもの	×	×	×	×	○	○
法務局で交付できるもの	○	○	○	○	○	○

※1 国土調査若しくは換地が完了し、整備がされた地図。

※2 旧波野村の国土調査完了区域の地図は、平成17年度に整備する予定になっております。

10、固定資産名寄台帳の縦覧について

本庁のみで行います。